

○地方自治法施行令に基づく工事請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

平成 11 年 4 月 23 日

大阪府告示第 781 号

改正 平成 12 年 9 月 1 日告示第 1566 号

平成 13 年 10 月 5 日告示第 1667 号

平成 16 年 8 月 13 日告示第 1605 号

平成 17 年 11 月 4 日告示第 2055 号

平成 19 年 11 月 8 日告示第 1818 号

平成 20 年 10 月 31 日告示第 1909 号

平成 21 年 12 月 4 日告示第 1777 号

平成 22 年 11 月 1 日告示第 1783 号

平成 23 年 12 月 2 日告示第 1727 号

平成 24 年 9 月 3 日告示第 1355 号

平成 26 年 10 月 31 日告示第 1527 号

令和 3 年 6 月 4 日告示第 830 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、工事請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を次のとおり定め、公示の日(別表 2 に関する部分にあつては、平成 11 年 8 月 1 日)からそれぞれ実施する。

なお、昭和 54 年大阪府告示第 477 号(地方自治法施行令に基づく工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格)は、廃止する。

競争入札に参加する者に必要な資格は、別表 1 工事種別の欄に掲げる工事の種別ごとに、同表発注工事金額の欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表等級の欄に掲げる等級に区分されている者であることとする。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

なお、等級の区分は、別表 2 工事種別の欄に掲げる工事の種別ごとに、同表等級区分評点の欄に掲げる点数の区分に応じ、それぞれ同表等級の欄に掲げる等級に分類して行う。

改正文(平成 12 年告示第 1566 号)抄

平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

改正文(平成 13 年告示第 1667 号)抄

平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

改正文(平成 16 年告示第 1605 号)抄

平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

改正文(平成 17 年告示第 2055 号)抄

平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

改正文(平成 19 年告示第 1818 号)抄

平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

改正文(平成 20 年告示第 1909 号)抄

平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

改正文(平成 21 年告示第 1777 号)抄

平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

改正文(平成 22 年告示第 1783 号)抄

大阪府が発注する建設工事に係る平成 23 年度の調達契約に係る一般競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)の規定が適用される調達契約に係るものを除く。)及び指名競争入札から適用する。

改正文(平成 23 年告示第 1727 号)抄

大阪府が発注する建設工事に係る平成 24 年度の調達契約に係る一般競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)の規定が適用される調達契約に係るものを除く。)及び指名競争入札から適用する。

改正文(平成 24 年告示第 1355 号)抄

大阪府が発注する建設工事に係る平成 25 年度の調達契約に係る一般競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)の規定が適用される調達契約に係るものを除く。)及び指名競争入札から適用する。

改正文(平成 26 年告示第 1527 号)抄

大阪府が発注する建設工事に係る平成 27 年度の調達契約に係る一般競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)の規定が適用される調達契約に係るものを除く。)及び指名競争入札から適用する。

別表 1(発注工事金額による区分)

(平 16 告示 1605・全改、平 21 告示 1777・平 22 告示 1783・平 24 告示 1355・一部改正)

工事種別	等級	発注工事金額
土木一式工事	AA	13 億 5,000 万円以上
	A	3 億 5,000 万円以上 13 億 5,000 万円未満
	B	9,000 万円以上 3 億 5,000 万円未満
	C	2,000 万円以上 9,000 万円未満
	D	2,000 万円未満
建築一式工事	AA	8 億円以上
	A	6 億円以上 15 億円未満
	B	1 億 8,000 万円以上 6 億円未満
	C	5,000 万円以上 1 億 8,000 万円未満
	D	5,000 万円未満

電気工事及び管 工事	A	2 億円以上
	B	5,000 万円以上 2 億円未満
	C	2,000 万円以上 5,000 万円未満
	D	2,000 万円未満
舗装工事	A	2,500 万円以上
	B	1,000 万円以上 2,500 万円未満
	C	1,000 万円未満

別表 2(等級区分評点による区分)

(平 20 告示 1909・全改、平 21 告示 1777・平 22 告示 1783・平 23 告示 1727・平 24 告示 1355・平 26 告示 1527・令 3 告示 830・一部改正)

工事種別	等級	等級区分評点
土木一式工事	AA	1,410 点以上
	A	1,150 点以上 1,409 点以下
	B	900 点以上 1,149 点以下
	C	750 点以上 899 点以下
	D	749 点以下
建築一式工事	AA	1,370 点以上
	A	1,120 点以上 1,369 点以下
	B	840 点以上 1,119 点以下
	C	730 点以上 839 点以下
	D	729 点以下
電気工事及び管 工事	A	1,070 点以上
	B	785 点以上 1,069 点以下
	C	725 点以上 784 点以下
	D	724 点以下
舗装工事	A	900 点以上
	B	780 点以上 899 点以下
	C	779 点以下

備考 「等級区分評点」とは、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査の結果の総合評定値の点数 (以下「経営事項審査点数」という。)とする。なお、次の

各号に掲げる者で希望する者については、経営事項審査点数に、それぞれ当該各号に定める点数を加算した点数とする。

- (1) 大阪府の区域内に建設業法第3条第1項の許可に係る営業所（主たる営業所に限る）を置く者 100点
- (2) 雇用する身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する労働者をいう。以下同じ。)の数が、雇用する労働者の数(同項に規定する労働者の数をいう。)に障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第9条に定める障害者雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。)以上である者 8点
- (3) 府と契約を行う本店、支店又は営業所等が建設業法第3条第2項の許可を受けた建設工事に関する事業活動において、次のイからホまでのいずれかに掲げる認証又は登録を受けた者(経営事項審査点数の算出において国際標準化機構第14001号(IS014001)の登録による加算を受けている者を除く。) 次のイからホまでに掲げる者に応じて、それぞれ当該イからホまでに定める点数(次のイからホまでに掲げる認証又は登録を複数受けている場合は、最も高い点数のみに限る。)
  - イ 一般財団法人持続性推進機構からエコアクション21の登録を受けている者 4点
  - ロ 特定非営利活動法人KES環境機構又は同機構と相互認証している審査登録機関からKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録(以下このロ及びハにおいて「登録」という。)を受けている者のうち、ステップ1の登録を受けている者 2点
  - ハ 登録を受けている者のうち、ステップ2(ステップ2SR及びステップ2Enを含む。)の登録を受けている者 4点
  - ニ 一般社団法人エコステージ協会からエコステージの認証(以下このニ及びホにおいて「認証」という。)を受けている者のうち、ステージ1の認証を受けている者 2点
  - ホ 認証を受けている者のうち、ステージ2、ステージ3、ステージ4又はステージ5の認証を受けている者 4点